

令和 8 年度
地域連携型商談機会創出事業
「クールジャパン EXPO in NIIGATA」
東京都ブース出展
【募集要項】

【展示会名】

クールジャパンEXPO in NIIGATA

【会場】

朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター

【開催期間】

令和8年11月7日（土）～11月8日（日）

【募集企業数】

20社

【募集期間】

令和8年9月14日（月）～10月9日（金）

【お問い合わせ】



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

事業戦略部 販路・海外展開支援課 地域連携型商談機会創出事業担当

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13

住友商事神田和泉町ビル 9F

TEL : 03-5822-7234

東京都は、日本各地と連携して、双方の強みを活かし、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ALL JAPAN & TOKYO プロジェクト」として実施しています。

東京都と東京都中小企業振興公社は「ALL JAPAN & TOKYO プロジェクト」の一環として、新潟県で実施される「伝統工芸」「食」「アニメ・コンテンツ」などの豊かな地域資源と新たなビジネスの融合を目的とした「クールジャパン EXPO in NIIGATA」に東京都としてブース出展することとなりました。新潟県をはじめとした地域との連携にご興味、ご関心がありましたら是非出展をご検討ください。

1. 事業目的

新潟県が誇る「食」「酒」「職（伝統工芸・ものづくり）」やアニメ・ゲーム等のコンテンツをはじめとする豊かな地域資源に対し、都内中小企業が持つ IT ソリューション、デザイン力、インバウンド対応ノウハウなどを掛け合わせることで、双方にメリットのある活発な技術連携や新ビジネスの創出が期待できます。東京都と東京都中小企業振興公社は、「クールジャパン EXPO in NIIGATA」へ東京都ブースを出展することで、都内中小企業のビジネスチャンスの拡大と産業の活性化を図ります。

2. 開催日程

令和 8 年 11 月 7 日（土）～11 月 8 日（日）

※準備日：11 月 6 日（金）からの 2 泊 3 日

3. 申込事業者要件

【対象企業】以下の（１）～（３）に全ての要件を満たす事業者であること

（１）東京都内に実質的な本社または主な事業所を有する中小企業者（注 1）であること

注 1 「中小企業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定されている以下に該当する中小企業者（法人及び個人事業者）であること

業 種	資本金及び従業員
製造業その他※ ¹	3 億円以下 又は 3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下 又は 1 0 0 人以下
サービス業	5 千万円以下 又は 1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下 又は 5 0 人以下

大企業※²が実質的に経営に参画※³している中小企業者等の場合、申込対象となりません

※¹ ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金 3 億円以下、または従業員数 3 0 0 人以下を中小企業とする場合があります

※² 大企業とは上記表に該当する中小企業者以外で事業を営むものをいいます。
ただし、次に該当するものは除きます。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※³ 「実質的に経営に参画」とは、大企業が次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ・ 単独で発行済株式総数又は出資総額の 1 / 2 以上を所有又は出資している場合
- ・ 複数で発行済株式総数又は出資総額の 2 / 3 以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員又は社員が自社の役員総数の 1 / 2 以上を兼務している場合
- ・ その他、実質的に経営に参画していると考えられる場合

(2) 申込時点で、都内において継続的かつ実質的※⁴に事業を行っていること

①法人の場合は都内に登記簿上の本店または支店があり、履歴事項全部証明書で確認できること

②個人事業主の場合は都内に開業届出があり「個人事業の開業・廃業等の届出書」で確認できること

※⁴ 実質的に事業を行っているとは

都内所在を証するために審査申込書に添付する登記簿謄本や開業届に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申込書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(3) 次の全てに該当すること

- ① 伝統工芸、コンテンツ制作、パッケージデザイン、IT ソリューション等に資する技術・製品・サービスを製造販売していること
- ② 準備日(11月6日)を含め、展示会の全行程に参加できること
- ③ 新潟県を中心とした地方企業との連携に意欲をもっていること
- ④ 総代理店または総販売店にあたる協業者が存在しないこと
- ⑤ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- ⑥ 本事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し関係法令を遵守していること
- ⑦ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業者または事業ではないこと
- ⑧ 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けていないこと(法人にあたってはその代表者についても同様)

⑨ その他、公的支援先として適切でないと判断されないこと

4. 展示ブース仕様

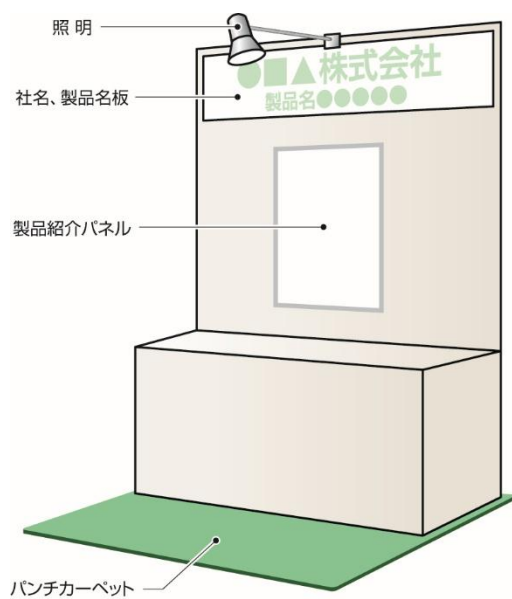
以下の内容は現時点での予定であり、準備の都合上、変更となる場合がございますのであらかじめご了承ください。

[基本設備・什器]

- ・展示台 1 台
- ・パンチカーペット
- ・製品紹介パネル 1 枚
- ・企業名、製品名板
- ・電源 1 ヶ所 2 口
- ・照明

※通常小間よりコンパクトになります。

※本ブースでは、来場者誘致を最優先とし、明確な境界を設けないデザインになります。



5. 経費について

(1) 公社負担

① 対象項目および上限

以下の経費は公社が負担します。

【出展小間料】

・ 内容：展示会の出展小間料（ブースの設営費、および「4. 展示ブース仕様」に定める〔基本設備・什器〕の利用費を含む）

・ 上限：1 社につき 1 ブース

【展示物の往復配送費】

・ 内容：出展企業が展示会会場へ送付する展示物等に係る往復配送費

※主催者または事務局から指定の配送会社・手配方法の案内がある場合は、その指示に従い手配を行ってください。

・ 上限：出展企業 1 社あたり「160 サイズ（3 辺の合計が 160cm 以内）の箱 2 個まで」

【往復交通費・宿泊費】

・ 内容：東京駅から新潟駅までの往復交通費（領収書および利用明細が発行される公共交通機関に限る）および会期中の宿泊費

・ 対象者：出展企業の従業員または役員（1 社につき 2 名まで）

※宿泊費対象日：令和 8 年 11 月 6 日（金）～11 月 8 日（日）の最大 2 泊 3 日分

・ 上限：交通費・宿泊費の合計額として、1 名あたり上限 50,000 円（1 社・2 名合計で上限 100,000 円まで）

※各種上限（配送個数・金額）を超過した分につきましては、各社での自己負担となります

※交通費・宿泊費の公社負担に消費税は含みません

【来場者用リーフレット作成】

・ 内容：公社事業および各出展企業を紹介する来場者用リーフレットの作成・印刷

※掲載にあたり、出展企業概要や出展物の写真・原稿等のご提出をお願いします。（詳細は出展確定後にご案内いたします）

② 立替・精算の流れ

【ステップ 1：手配・支払い】

各出展企業にて、配送・交通手段・宿泊施設等の予約および支払い（立替）を行ってください。なお、配送については指定の配送会社・手配方法をご利用いただく場合がございます。

【ステップ 2：書類の保管】

利用後、必ず「領収書（原本）」および「利用明細書等（日付・区間・金額・配送個数等が確認できるもの）」を保管してください。

【ステップ3：書類の提出】

会期終了後、事務局が指定する期日までに指定の「経費精算申請書」に領収書等を添付のうえ、事務局へご提出ください。

※指定の提出期日を過ぎた場合、対象経費の負担ができかねますのでご注意ください。

【ステップ4：精算・お振込】

ご提出いただいた書類を確認後、規定の上限範囲内で本事業の運営事務局（委託事業者）経由にて各社の指定口座へお振り込みいたします。

※申請様式や提出期日等の詳細につきましては、令和8年10月20日（火）に開催予定の出展企業説明会（および配布予定の出展マニュアル）にてご案内する予定です。



③ 注意事項

- ・原則として領収書の宛名は「出展企業名（法人名）・個人名」としてください。
- ・タクシーや自家用車等の利用費、1社2名を超過する分の費用、および規定の上限（配送サイズ・個数、金額上限）を超過した分につきましては、すべて各社での自己負担となります。
- ・指定の提出期日までに領収書等の必要書類をご提出いただけない場合、公社負担分の対象経費の支払いができません。必ず期日内にご提出をお願いします。

(2) 出展企業の負担

以下は(1) 公社負担の対象外となり、すべて出展企業の自己負担となります。

【追加設備・装飾】

規定の「基本設備・基本什器」以外の追加備品費等

【二次交通費】

新潟駅および宿泊ホテルから展示会場までの移動交通費(路線バス代、タクシー代、レンタカー代等)

【上限超過分】

各種規定上限(配送サイズ・個数、交通費・宿泊費の上限額)を超過した費用

【宿泊に伴う付帯経費】

宿泊費の対象となる「基本宿泊料金および朝食代」以外の経費(夕食代、ルームサービス代、客室内ミニバー・冷蔵庫の利用代、クリーニング代、有料放送視聴料、電話代などの個人的な出費)

【特殊配送・保険等】

出展企業が特別に手配・配送する機器・機材等の特別配送費用、搬入出作業費および各種保険費用

※機器・機材等、破損しやすいものの運搬は出展企業の負担となります。

※高価品の運送に伴う保険費用等は出展企業の負担となります。

【その他】

その他(1) 以外の経費

6. お申込み方法・出展企業の決定について

(1) お申込方法

出展を希望される企業は、下記の申込フォーム(Google フォーム)より必要事項をご入力の上、申込をお願いいたします。

【申込手順】

以下の申込フォームへアクセスし、企業情報等の必要事項の入力および「出展資料(チラシ・カタログ・プレゼンデータ等のPDF)」を添付の上、お申込みください。

申込フォーム↓

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSd4fgqEBSjdL_iHhxZrdXKVLxz_3NDzZjFfCLsVSKllkpbPiA/viewform?usp=header

※提出資料は、申込フォームの指定箇所にそれぞれ添付してご提出ください。

※申込フォームからの送信には Google アカウントが必要です。アカウントをお持ちでない場合や、申込フォームからの送信ができない場合は、お手数ですが下記お問い合わせ用メールアドレスまで直接ご連絡ください。

お問い合わせ用メールアドレス：regional@tokyo-kosha.or.jp

(2) 出展企業の決定について

ご提出いただいた出展申込書等をもとに、展示会との適合性等を公社にて総合的に審査・選考の上、出展企業を決定いたします。

【結果のご案内】

選考結果につきましては、令和8年10月中旬に、合否に関わらずすべての申込企業へメールにてご連絡いたします。

※なお、審査基準や選考結果に関する個別の問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

7. 今後のスケジュール（予定）

【申込締切】

令和8年10月9日（金）

【選考結果の通知】

令和8年10月中旬頃（メールにて全申込み企業へ通知）

【出展企業向け説明会】

令和8年10月20日（火）

方法：オンライン（Zoom）

※URLは後日出展参加者の方へお送りします。

時間：14時～16時（予定）

※出展にあたっての重要事項を説明いたしますので、各社1名以上、原則ご参加ください。

【搬入・準備】

令和8年11月6日（金）

【展示会当日】

令和8年11月7日（土）～8日（日）

【精算書類（領収書等）の送付期日】

令和8年11月30日（月）（※期日厳守）

【精算（お振込み）】

令和8年12月下旬頃

8. 留意事項・出展規約

本事業への申込みにあたり、以下の事項についてあらかじめご了承ください・ご同意の上でお申込みください。

(1) 基本条件

- ① 出展企業は、展示会主催者が定める出展規約を遵守し、申込フォームに記載した内容の製品・サービス等を展示すること。
- ② 出展する製品・サービスは、自ら製造しているもの、または自社製品であり自社ブランドとして販売するものであること。
- ③ 出展企業は、出展申込の記載内容のうち、企業概要および出展する製品・サービス等に関する情報について、事務局がパンフレット、ホームページ、SNS 等に掲載することに同意すること。
- ④ 出展企業は、会期中の出展小間において、自らの責任において出展物の説明、引き合い、商談等に応じること。
- ⑤ 出展企業は、事務局が会期中および会期後に実施する「出展企業アンケート」等を必ず提出すること。
- ⑥ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと。また、代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員および同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。あわせて、代表者は刑事事件に関して、現に起訴されている者または刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）ではないこと。
- ⑦ 展示会主催者の定める出展資格を満たしていること。

（２） 出展契約の成立およびキャンセルについて

- ① 事務局が出展申込みを受付け、事務局による出展審査を経て、出展承諾通知を発送（電子メール）した時点をもって出展契約の成立とします。
- ② 出展契約の成立後は、**出展のキャンセル（取り止め・辞退）はできません。** あらかじめご了承ください。

（３） 出展小間の決定

- ① 出展小間位置の配置方法は事務局にて決定いたします。
- ② 展示効果向上のため、事務局で図面及び小間位置の変更を行うことがあります。
- ③ 前項による変更を行った場合においても、出展企業は変更に対する賠償請求を行えないものとします。

（４） 小間の転貸等の禁止

- ① 出展企業は、小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。
- ② 前項の事実が判明した場合、出展を中止し展示物の撤去を求めます。出展企業により撤去されない場合、事務局が撤去し、後日、出展企業に費用を請求します。

(5) 共同出展の取扱い

- ① 1社以上の企業・団体等が共同で出展する場合、1社が代表として申込みを行い、同時に出展企業の情報等を事務局に通知するものとします。
- ② 事務局に申請なく又は事務局への通知と異なる企業が共同出展している事が判明した場合、出展を中止し展示物の撤去を求めることがあります。出展企業により撤去されない場合、事務局が撤去し、後日、出展企業に費用を請求します。
- ③ 2社以上で共同出展する場合であっても、交通費、宿泊費、配送費の公社負担は1社分までとします。

(6) 即売の禁止

- ① 現金等と引き換えに出展物等又はその他製品・サービス等を提供することを禁止します。
- ② 前項の事実が判明した場合に、事務局からの即時中止警告に直ちに従わなかった時は、出展を中止し展示物等の撤去を求めます。出展企業により撤去されない場合、事務局が撤去し、後日、出展企業に費用を請求します。

(7) 出展物等の設営及び撤去

- ① 出展企業は、事務局が別途通知する時期までに、定める条件を遵守し、出展物等の会場への搬入及び設営を行うものとします。
- ② 出展企業は、小間内の出展物等の設営を、事務局が別途通知する時期までに完了させるものとします。
- ③ 出展企業が①および②の時期までに自社の設営を完了しなければ、事務局は当該出展企業が出展を取りやめたものとみなし、以降は当該小間を事務局が使用する権利を有するものとします。
- ④ 出展企業は、会期中の出展物等の搬出、移動又は搬入の際、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- ⑤ 出展企業は、小間内の出展物又は装飾等を、事務局が別途通知する期限までに撤去するものとします。指定された時期までに撤去されない物については、事務局が撤去し、後日、出展企業に費用を請求します。

(8) 展示場の使用

- ① 実演又は他の宣伝活動は、すべて自社出展小間内、若しくは事務局に認められた場所で行うものとします。
- ② 出展企業は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展企業の宣伝活動を妨害することがないように責任を持つものとします。

- ③ 出展企業は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行う事はできません。
- ④ 事務局は、隣接の小間の出展企業から苦情が出た場合で、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展企業は、その変更の求めに応じるものとします。
- ⑤ 事務局は、出展に係る音、操作、材料その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的に適合しない展示物、その他展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、該当する人、物、行為、印刷物等について制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展企業の責任により行うものとします。ただし、出展企業が撤去を怠った場合、事務局が撤去し、後日、出展企業に費用を請求します。
- ⑥ 天災等その他やむを得ない事由が発生した場合、実施内容を変更する可能性があります。
- ⑦ 事務局は、前項による制限、禁止又は撤去により当該出展企業に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(9) 事務局の管理と免責

- ① 事務局は、会場の安全管理について事故防止等、最善の注意を払うものとしませんが、出展物の管理及び保全については、各出展企業の責任において行ってください。
- ② 事務局は、天災等その他やむを得ない事由、他の出展企業の行為に起因する事由又はその他事務局に直接起因しない事由により生じた出展企業及びその関係者の損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

(10) 損害賠償

- ① 出展企業は、自己又はその関係者の不注意その他によって生じた展示会場設備、展示会場の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。
- ② 出展企業が本募集要項に違反し、事務局が展示を中止又は展示物を撤去した場合、出展企業はそれに対する賠償請求は行えないものとします。

(11) 展示会の中止

- ① 天災等その他やむを得ない事由により展示会が中止となる場合、又は事務局が出展を中止することがあります。
- ② 事務局は、前項により出展企業に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

(12) 申込情報のお取り扱いについて

① 【利用目的】

ア 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

イ 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※各種事業案内やアンケート調査依頼（上記イ）を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください

② 【個人情報保護方針】

ア 当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。詳しくは詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>